

審 議 会 等 の 会 議 結 果 報 告 書

課所名

水道局営業課

会 議 名 令和7年度 第4回 諏訪市公営企業運営審議会

開催日時 令和8年2月20日(金) 午後2時00分より

出席者

(敬称略)

<委員>
牛山 智明(会長)、小口 泰幸(副会長)、有賀 秀子、藤森 ひろ子、
堀内 艶子、守屋 輝代、山岸 哲也、吉江 徳男

<諏訪市>
金子 ゆかり(市長)、豊島 修(水道局長)、
柳澤 正信(営業課長)、金子 健一郎(施設課長)、
牛山 智哉(営業課庶務係長)、山口 和朗(営業課料金係長)、
乙黒 勝美(施設課上水道係長)、矢崎 泰宏(施設課温泉係長)、
原 路夫(施設課下水道係長)、伊藤 恵(営業課庶務係主査)
橋本 大智(営業課庶務係主任)

資 料 【資料No.1】下水道使用料改定スケジュール
【資料No.2】諏訪市水道・温泉・下水道事業経営戦略(案)パブリックコメント実施結果について

【協議議題(内容)及び会議結果(要旨)】

1 開会

2 あいさつ

(会長)

・昨年12月に市長より下水道使用料改定の諮問を受け、以降の公営企業運営審議会にて審議を行ってきた。本日の会議にて結果について答申を行う。

3 答申

(会長)

・次第に基づき会議を進行する。

・本日は、昨年12月19日に開催した第2回公営企業運営審議会において市長より諮問のあった下水道使用料改定について、審議会より答申を行う。それでは、答申内容について説明する。

～答申書を読み上げ、市長に手渡す～

(会長)

・それでは、市長よりごあいさつをお願いしたい。

(市長)

・この度は、下水道使用料の改定案について諮問したところ、長期間にわたり慎重な審議をいただき、本日答申をいただいた。誠にありがとうございます。

・また、答申書のうち「附帯意見」については、たいへん貴重な意見であり、今後の事業運営に生かしていきたい。

・今年度策定する「下水道事業経営戦略」の基本理念は、「いつもの生活と清らかな湖、

足もとで支えて次の世代へ」である。

- ・下水道は、目に触れることのない、いわば「見えないインフラ」であるが、私たちの快適な生活環境を維持し、都市の機能を支える上で、水道や電気、ガスと並ぶ、極めて重要なライフラインとなる。
- ・令和6年1月の能登半島地震では、上下水道といったライフラインの寸断が、被災地の生活再建に大きな影響を与えた。災害時における下水道機能の維持は、市民の安全と健康を守る上で、極めて重要な課題であると痛感させられた。
- ・また、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は老朽化した下水管の破損が原因である。地中に埋設された下水管の老朽化は全国的な課題であり、定期的な点検と計画的な改修は、安全なまちづくりを進める上で必要不可欠である。
- ・老朽化した管渠の計画的な更新、耐震化の推進には多額の費用が必要となる。また、そのためには適正な下水道使用料を設定するだけでなく、市民の理解が不可欠となる。
- ・今回いただいた答申の内容により、令和8年10月の下水道使用料改定に向けた手続きを進めるとともに、市民周知も図っていきたい。

(会長)

- ・ありがとうございました。
 - ・委員の皆様から他に何かあるか。特になければ、以降の進行を事務局にお願いしたい。
- ～意見等なし～

4 その他

(事務局)

- ・「4 その他(1)下水道使用料改定スケジュールについて」、事務局より説明する。
- ～資料No.1により説明～

(事務局)

- ・ただいまの説明について、質問等があればお願いしたい。
- ～意見等なし～
- ・続いて、「(2)諏訪市水道・温泉・下水道事業経営戦略【改定版】について」、事務局より説明する。
- ～資料No.2により説明～

(事務局)

- ・ただいまの説明について、質問等があればお願いしたい。

(委員)

- ・パブコメで意見をいただいた方々に回答をし、それについて更なる意見等はあったか。

(事務局)

- ・意見に対する回答は本審議会で示させてもらい、以降にHPで回答を公表するため、現時点ではそこまで至ってはいない。

(会長)

- ・温泉熱の活用という点で、温泉熱発電については現在どのような状況か。

(事務局)

- ・温泉熱発電については、当初の試作機での発電が上手くいかず、改良型を一から作り直しており、時間がかかっている状況。

(事務局)

- ・続いて、「(3)次回日程について」、事務局よりお知らせする。

～次回日程の説明～

※令和8年3月27日(金)午後2時00分～

諏訪市水道局 3 階大会議室

(事務局)

・最後に「(4)その他」、委員の皆様からご意見等はあるか。

(委員)

・最近新聞に掲載された、債権放棄やウォーターPPP について簡単に説明いただきたい。

(事務局)

・債権放棄については、水道料金と温泉料金の未収金、約 1 億 1635 万円について、債権放棄を行った。平成 15 年度から令和 4 年度までの 20 年間分の累積となる。4 月から民間事業者へ委託する窓口業務には料金の徴収も含まれるため、委託を前に債権整理を行った。今後については、決算報告等にあわせ、毎年度債権放棄について報告をしていく予定である。

(事務局)

・ウォーターPPP については、先日、関係する事業者向けに説明会を行い、諏訪市が今後どのような業務を発注していくかという説明と、事業者に対してどのような業務であれば請け負うことができるのかというアンケート調査を並行して行ったところである。現時点では下水道施設の管路やマンホールポンプを対象とし、維持管理や将来の更新計画を策定するという「更新支援型」という形で検討している。今後、調査結果等を精査し内容が固まったところで審議会でも報告させてもらう予定である。

(水道局長)

・債権放棄について、金額が大きいと皆さん驚かれたかもしれないが、これらは無断退去による行方不明や倒産・破産、相続人の不存などのため徴収が困難となった金額の 20 年間分の累積であり、単年度に割り返した場合の金額は、直近の年間での徴収停止額とほぼ同程度である。

(委員)

・水道料金等は未納になった場合、どのくらいで停水処置を取るのか。

(事務局)

・支払期日到来後に督促状、催告書、停水予告、最終通告等の段階を経たうえで停水処置を行う。停水処置までいってしまう方は少数だが、停水後に料金を納めてもらう方もいる。

(委員)

・債権放棄については、今後毎年度処理を行っていくということか。

(事務局)

・これまで不納欠損という会計上の調定を落とす処理は行ってきていたが、法律上の権利を放棄する債権放棄が出来ていなかったため、今後は毎年度債権放棄の処理を行ったうえで不納欠損処理をしていく。

5 閉会

(副会長)

・本日、委員の皆様のご協力のおかげで、下水道使用料の改定について答申を行うことができた。ありがとうございました。

・また、3 事業の経営戦略についても大変立派なものがあったため、今後の事業運営に期待したい。

・以上をもって令和 7 年度第 4 回諏訪市公営企業運営審議会を閉会する。ありがとうございました。